

郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例

指定区域内の場所等での風俗

関連の営業にかかる客引き勧誘行為等は

逮捕

します！



禁止



違反者には**厳しい罰則**が適用され**逮捕**されます！

客引き・スカウト・誘引の禁止行為を行った者には
「**3か月以下の懲役または20万円以下の罰金**」
が科せられます。

法人の従業員などが、その業務に関して禁止行為を行った場合は、
その行為者だけでなく、法人や営業者に対しても罰金が科せられます。

※詳細につきましては、裏面をご覧ください。



郡山市は、WHO(世界保健機関)
地域安全推進協働センターが
推進するセーフコミュニティ
活動に取り組んでいます。